

◆お知らせ

令和6年6月1日より

入院時の食事負担額が改定されます

令和6年6月1日から、一般の入院患者様の食事負担額が1食当たり460円→490円に変更となります（一般の方以外は210円→230円、160円→180円、100円→110円に変更となります）。

これは、食材費等の高騰への対応として厚生労働大臣が定めたもので、全国一律の金額です。現行の1食当たりの料金より10～30円増となりますが、ご理解の程、よろしくお願いいたします。



◆入院時の食事療養の標準負担額(患者負担分)

所得区分		令和6年5月31日まで	令和6年6月1日から
区分ア	現役並みⅢ	1食につき460円(1日につき1,380円)	1食につき490円(1日につき1,470円)
区分イ	現役並みⅡ		
区分ウ	現役並みⅠ		
区分エ	一般		
区分オ	低所得Ⅱ	1食につき210円(1日につき630円)	1食につき230円(1日につき690円)
区分カ	低所得Ⅱ	1食につき160円(1日につき480円)	1食につき180円(1日につき540円)
過去1年間で90日超入院の場合			
	低所得Ⅰ	1食につき100円(1日につき300円)	1食につき110円(1日につき330円)

※流動食のみを提供する場合以外

問い合わせ先：医事課